

特定個人情報保護評価書(全項目評価書) 【 別 紙 】

独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する
事務 全項目評価書

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務
- ②事務の内容

(別添1) 事務の内容

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

<奨学金貸与及び支給事業の概要>

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、奨学金の貸与及び支給を行っている。貸与対象者は、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)及び大学院で学ぶ学生等であり、給付対象者は、大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専修学校(専門課程)で学ぶ学生等である。

奨学金貸与及び支給事業は、奨学生の採用に係る業務と奨学金の回収に係る業務に大別されるが、以下では、それぞれについて、番号制度導入の対象となる業務を中心に概要を説明する。なお、以下、特に書き分けない場合は、貸与奨学金、給付奨学金いずれについても「奨学金」といい、これを受ける学生等を「奨学生」、返還が必要な者を「返還者」とするが、貸与奨学金を受ける者に限定する場合は「貸与奨学生」、給付奨学金を受ける者に限定する場合は「給付奨学生」という。

○奨学生の採用に係る業務

・貸与奨学金(予約採用・在学採用)

貸与奨学生の採用には、大学等への進学前に申込みを受け付け採用候補者を決定する「予約採用」と、進学後に申込みを受け付け決定する「在学採用」があり、いずれの場合も在籍する学校(「予約採用」において既卒者は卒業した学校)を通じて申込み、当該学校から推薦された者(「予約採用」において、高等学校卒業程度認定試験合格者、科目合格者若しくは出願者又は大学入学資格検定合格者若しくは科目合格者(以下「認定試験合格者等」という。))は機構に申し込んだ者)について、機構は学力基準及び家計基準等に基づいて審査を実施の上、採用を決定している。採用決定後、貸与奨学生は、借入金額と保証関係及び今後の返還方法等、貸借関係を確認するための書類である返還誓約書を機構に提出し、人的保証選択者(※1)については、機構は提出された書類に基づいて連帯保証人の収入状況を確認している。

・給付奨学金(予約採用)

給付奨学生の採用は、大学等への進学前に申込みを受け付け採用候補者を決定する「予約採用」にて行い、在籍する学校(既卒者は卒業した学校)を通じて申込み、当該学校から推薦された者(認定試験合格者等は機構に申し込んだ者)について、機構は家計要件等(認定試験合格者等は学力基準及び家計基準等)に基づいて審査を実施の上、採用を決定している。採用決定後、給付奨学生は、給付金額や学業成績が著しく不振である場合等に返還義務が生じる場合があること等を確認及び学業に精励することを誓約するための書類である誓約書を機構に提出する。機構は、毎年学業成績及び家計支持者の収入状況等を確認し、給付奨学生としての適格性を確認する(適格認定)。

○奨学金の回収に係る業務

・貸与奨学金

貸与奨学生は、貸与終了後7カ月目より、原則月賦で、定額返還方式、あるいは所得連動返還方式(※2)にて算定された割賦金を機構に返還する。

奨学金返還中に経済困難、失業等で返還が困難になった場合、返還者は返還期限猶予(※3)又は減額返還(※4)を申請事由に応じた証明書類とともに願い出ることができ、機構は審査を実施する。また、返還者が死亡した場合には、連帯保証人・相続人(※5)が奨学金の返還免除を願い出ることができ、機構はこれについて審査を実施する。さらに、返還が滞った場合、人的保証選択者に対しては、機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等により返還残額の全ての請求を行う。これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、今後の返還について、裁判所を交えて折衝を行う(※6)。このほか、回収不能となった債権については償却を実施する。

・給付奨学金

学業成績等が著しく不振である場合等において、支給を受けた奨学金の返還が必要となった給付奨学生は、機構が返還を求めた日から7カ月目より、原則月賦で、定額返還方式、あるいは所得連動返還方式(※2)にて算定された割賦金を機構に返還する。

奨学金返還中に経済困難、失業等で返還が困難になった場合は、返還者は返還期限猶予(※3)及び減額返還(※4)を申請事由に応じた証明書類とともに願い出ることができ、機構は審査を実施する。また、死亡した場合には、相続人(※5)が奨学金の返還免除を願い出ることができ、機構はこれについて審査を実施する。

なお、返還が滞った場合は、貸与奨学金における人的保証選択者と同様、機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等により返還残額の全ての請求を行う。これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、今後の返還について、裁判所を交えて折衝を行う(※6)。このほか、回収不能となった債権については償却を実施する。

一方、偽りその他不正の手段により給付奨学金の支給を受けたことが判明した者(以下「不正受給者」という。)に対しては、機構は国税徴収の例にならい、不正の手続きにより支給を受けた給付奨学金の額(以下「不正受給金」という。)の全部又は一部の請求を行う。なお、不正受給者が期限までに不正受給金の返還を行わない場合は、機構は必要に応じて財産を調査し、差押えを行う。

※1:保証制度は人的保証(連帯保証人及び保証人を選任する。)と機関保証(保証機関に保証を依頼し保証料を支払って連帯保証を受ける。)の選択制としている。

※2:貸与奨学生については貸与終了後、給付奨学生については機構が返還を求めた日以降、所得に応じて割賦額を決定し、その後毎年の課税対象所得に応じて当該割賦額を見直す制度。奨学生は本方式、あるいは定額返還方式のいずれかを選択する。なお、本方式による返還は、平成29年度以降に採用される奨学生が選択可能である。

※3:一定期間返還期限を延長する制度。

※4:適用期間中の割賦額を、当初予定額の2分の1又は3分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度(所得連動返還方式選択者は適用不可)。

※5:返還者本人の相続財産を受け継いだ者。死亡による返還免除の願い出に当たって、人的保証制度では相続人、連帯保証人の連署により願い出を行い、機関保証制度では相続人により願い出を行う。

※6:裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行い、返還者と折衝することを、機構では法的措置というが、一括での返還が困難な状況にある返還者が裁判所に異議申立を行った場合には、返還者の事情等を具体的に把握した上で、返還期間、返還額についての折衝を行い、双方が合意に至った場合には和解となる。

<番号制度導入後の業務の概要>

番号制度導入後は、上記の業務の実施に当たり、以下のとおり個人番号を利用する。

I 個人番号の収集・登録

II 特定個人情報の照会・取得

I 個人番号の収集・登録

【個人番号の入手方法】

○新規の奨学生等の個人番号の入手

番号制度導入後に採用される新規の奨学生及びその関係者(※7)の個人番号は、奨学金申込時、返還誓約書提出時、連帯保証人等変更時、家計支持者変更時(給付奨学生のみ)、扶養者情報提出時、返還期限猶予・減額返還・返還免除の各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※8)により入手する。

○既存の奨学生等の個人番号の入手

番号制度導入前の既存の奨学生・返還者及びその関係者(※7)の個人番号は、返還期限猶予・減額返還・返還免除の審査を目的として個人番号を収集する場合は、各申請時に、本人又は本人の代理人から郵送又は対面(※8)により入手し、住所調査等を目的として個人番号を収集する場合は、郵便物の返送等を受けて、また、必要に応じて地方公共団体情報システム機構に照会し取得する。

※7:関係者とは以下の者を指す。

・家計支持者:奨学金申込者の父母(父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

・連帯保証人:奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人

・保証人:奨学生本人と連帯保証人が返還できなくなった場合に、奨学生本人に代わって返還する人

・世帯構成員:奨学金申込者と同一世帯にあって家計支持者の収入金額から控除の対象となる者及び猶予年限特例又は所得連動返還型第一種奨学金の返還期限猶予の審査に当たり、返還者が被扶養者である場合に返還者と同一世帯にあって特別の事情が認められる対象となる者

・二親等以内の親族:返還期限猶予・減額返還の審査に当たり、返還者の二親等以内の親族で返還者の収入金額から控除の対象となる者

・扶養者:返還者が地方税法上の被扶養者である場合に返還者を扶養している人

※8:基本的に郵送で入手するが、返還期限猶予等の申請については個別に対面で受け付ける場合がある。

【本人確認の措置】

奨学生等及びその関係者(家計支持者を除く)の個人番号を本人又は本人の代理人から入手する場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第16条により定められた本人確認のための書類を提出させ、これに基づいて機構が本人確認を行う。

家計支持者の個人番号を入手する場合は、奨学金申込者・奨学生が番号法第16条により定められた本人確認のための書類に基づいて当該奨学金申込者等が家計支持者の本人確認を行う。

【個人番号の登録】

本人確認の措置を実施した後、奨学金業務システムに登録された情報と郵送された書類を照合して整合性を確認した上で、個人番号を紐付け用DBシステムに登録する。

II 特定個人情報の照会・取得

各業務の目的に応じて、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステム又は地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を取得する。

取得した特定個人情報は以下の事務において利用する。

① 予約採用・在学採用における選考・審査

奨学金申込者より、インターネットによる奨学金申込を受け付け、家計支持者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて選考・審査を行う。

② 返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)

採用決定後、貸与奨学生から借入金額と保証関係及び今後の返還方法、貸借関係を確認するための返還誓約書の提出を受け、連帯保証人の収入状況等に係る特定個人情報を取得し確認する。

③ 適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ)

給付奨学生より、インターネットによる奨学金継続願の提出を受け付け、家計支持者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、これらの情報に基づいて適格認定を行う。

④ 不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)

不正受給者が不正受給金を期限までに返還しない場合、機構は不正受給者の収入状況等に係る特定個人情報を取得し、差押えの可否又は範囲を確認する。

②事務の内容 ※

⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定

所得連動返還方式による返還を選択した者のうち、貸与奨学生については貸与終了後、給付奨学金の返還者については機構が返還を求めた日以降、機構は毎年地方税関係情報を取得し、これに基づいて割賦額を算定する。なお、割賦額は毎年見直しを行う。

⑥返還期限猶予・減額返還における審査

奨学金返還中に経済困難、失業等の理由により返還が困難になった返還者より、返還期限猶予や減額返還の願い出を受け付け、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報取得し、これらの情報に基づいて審査を行う。

⑦返還者との和解に向けた折衝

返還が滞った場合、貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者に対して機構は裁判所を通じた督促である支払督促申立等を行うが、これに対して返還者が裁判所に対して異議申立を行った場合には、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報取得し、これらの情報に基づいて返還者との和解に向けた折衝を行う。

⑧回収不能債権の償却

償却の条件に該当する債権が発生した場合に、返還者等の収入状況等に係る特定個人情報取得し、これらの情報に基づいて回収不能と認められるかどうかの判断を行う。

⑨死亡による返還免除の審査

返還者が死亡した場合に連帯保証人あるいは相続人より返還免除の願い出を受け付け、地方公共団体情報システム機構より返還者に係る本人確認情報(異動事由・異動年月日)を取得して、これらの情報に基づき審査を行う。

⑩奨学生、返還者等の住所等現況の確認

機構が返還者等宛に発送した郵便物が返送される、あるいは返還者等宛に照会や督促を行っても応答が無いなど、連絡の取れなくなった返還者等について、地方公共団体情報システム機構より本人確認情報を取得し、住所等の現況を確認した上で、郵便物の再発送その他の連絡・督促等を実施する。

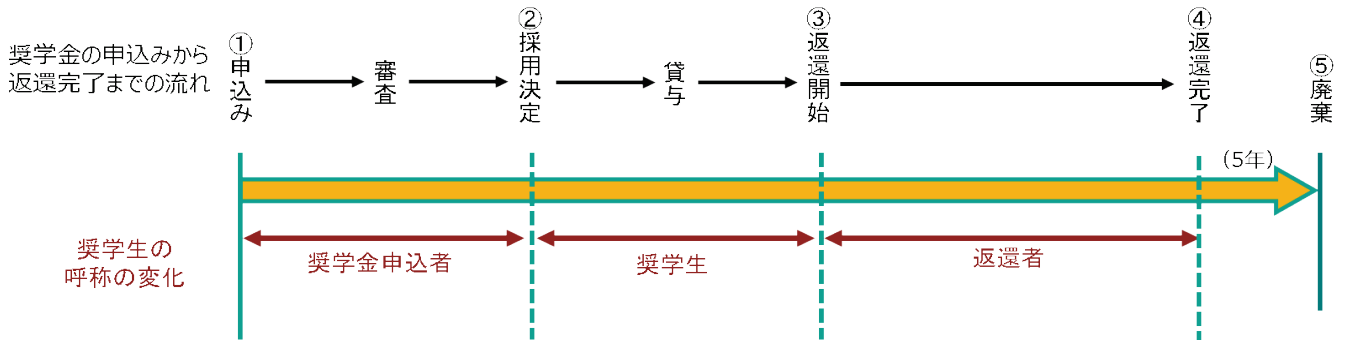
なお、機構においては、特定個人情報の照会は実施するものの、特定個人情報の他機関等への提供は実施しない。

(別添1) 事務の内容

個人番号の入手時期と入手方法の概要

・貸与奨学金

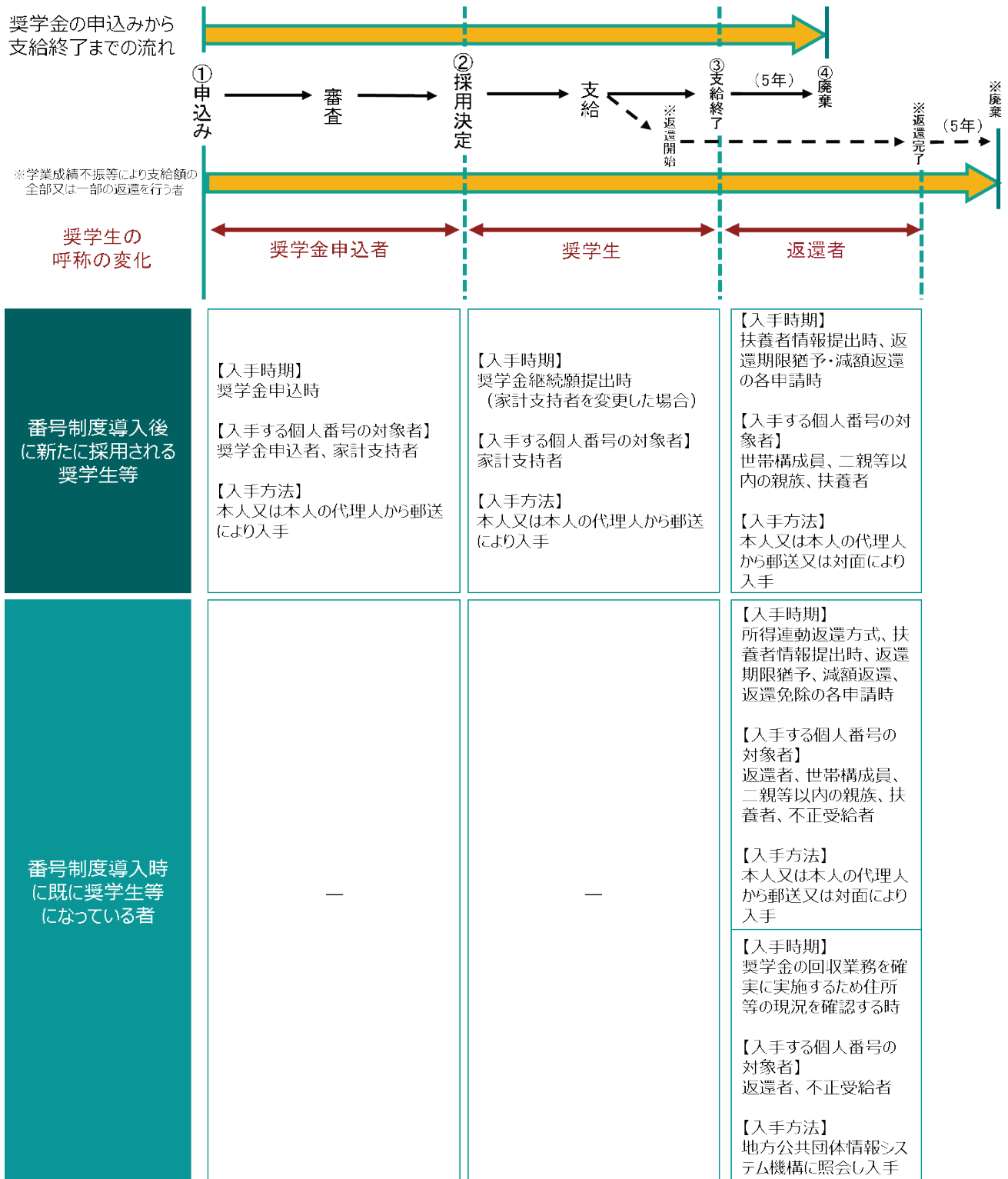
貸与奨学金の申込みから返還完了までの流れと、個人番号の入手時期、対象者、入手方法は以下のとおり



<p>番号制度導入後に新たに採用される奨学生等</p>	<p>【入手時期】 奨学金申込時</p> <p>【入手する個人番号の対象者】 奨学金申込者、家計支持者、世帯構成員</p> <p>【入手方法】 本人又は本人の代理人から郵送により入手</p>	<p>【入手時期】 返還誓約書提出時、連帯保証人等変更時</p> <p>【入手する個人番号の対象者】 連帯保証人、保証人</p> <p>【入手方法】 本人又は本人の代理人から郵送により入手</p>	<p>【入手時期】 連帯保証人等変更時、扶養者情報提出時、返還期限猶予・減額返還の各申請時</p> <p>【入手する個人番号の対象者】 連帯保証人、保証人、世帯構成員、二親等以内の親族、扶養者</p> <p>【入手方法】 本人又は本人の代理人から郵送又は対面により入手</p>
<p>番号制度導入時に既に奨学生等になっている者</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【入手時期】 返還期限猶予・減額返還・返還免除の各申請時</p> <p>【入手する個人番号の対象者】 返還者、世帯構成員、二親等以内の親族</p> <p>【入手方法】 本人又は本人の代理人から郵送又は対面により入手</p> <p>【入手時期】 奨学金の回収業務を確実に実施するため、住所等の現況を確認する時</p> <p>【入手する個人番号の対象者】 返還者、連帯保証人、保証人</p> <p>【入手方法】 地方公共団体情報システム機構に照会し入手</p>

・給付奨学金

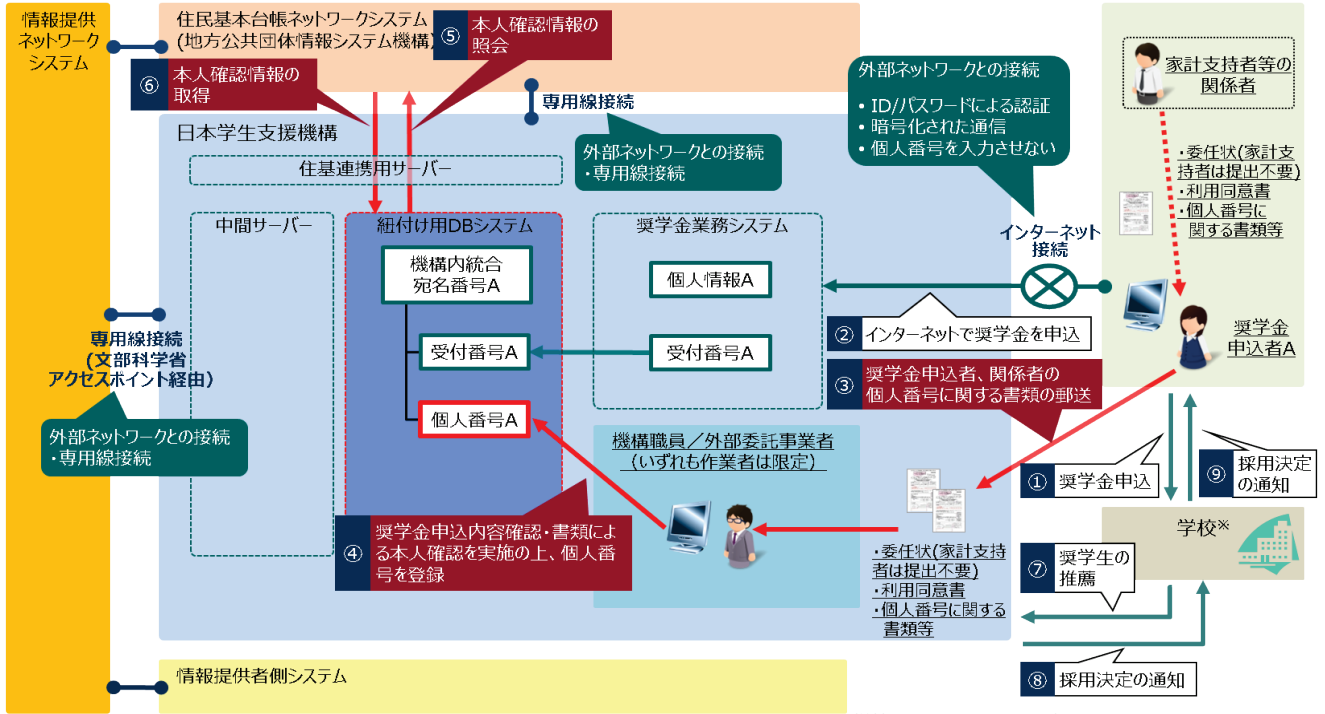
給付奨学金の申込みから支給終了（返還することとなった場合は返還完了）までの流れと、個人番号の入手時期、対象者、入手方法は以下のとおり



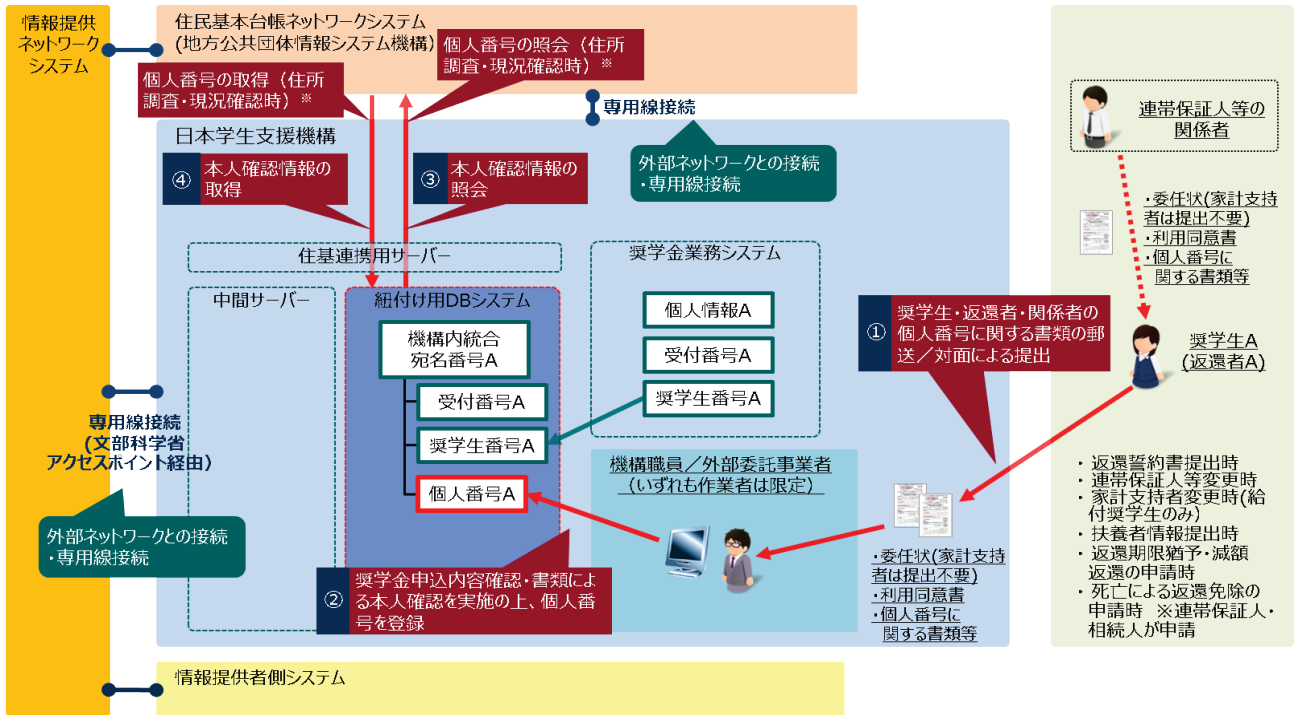
I 個人番号の収集・登録



■ 奨学金申込者等から個人番号を収集し登録を行う業務の流れ <奨学金申込～採用決定>



■ 奨学生・返還者等から個人番号を収集し登録を行う業務の流れ <採用決定～返還完了>



・受付番号：インターネットでの奨学金申込完了後に発行される番号。
 ・奨学生番号：奨学生に対して一意に付与される番号。奨学金の返還完了まで使用。
 ・機構内統合宛名番号：個人を一意に特定するための番号。複数の奨学金を貸与する場合、奨学金毎に奨学生番号が付与されることから、当該番号を使用することで個人を特定。

(備考)

1. 個人番号の収集・登録における業務の流れ

<奨学金申込～採用決定>

①奨学金申込者は原則として学校に対して奨学金の申込みを行う。

②奨学金申込者は、インターネットで奨学金申込専用ホームページにアクセスし、学校を通じて機構から配付される識別番号(ID/パスワード)及び必要事項等を入力して奨学金の申込みを行う。入力された情報は奨学金業務システムに登録される。なお、このとき個人番号は入力させない。

③奨学金申込者は、②でインターネットによる申込みを行った後、奨学金申込者の個人番号、個人番号の利用に係る同意書及び番号法第16条に定められた本人確認のための書類等に加え、家計支持者等の関係者の個人番号及び個人番号の利用に係る同意書等を取りまとめて機構へ郵送する。なお、奨学金申込は原則として在籍する学校を介して行うが、個人番号の提出に当たっては学校を介さず、奨学金申込者が直接機構に提出する。

④機構職員(作業者は限定)は、③で郵送された本人確認のための書類に基づき本人確認を実施し、さらに②で奨学金業務システムに登録された奨学金申込内容と郵送された書類の内容を照合して整合性を確認した上で、紐付け用DBシステムに個人番号を登録する。当該業務を外部委託事業者(パンチ業者)が実施する場合は、委託先の限定された作業者が本人確認を実施し、さらに②で奨学金業務システムに登録された奨学金申込内容と郵送された書類の内容を照合して整合性を確認した上で、必要情報を入力して電子ファイルを作成し、これを暗号化した上で外部記録媒体に保存して機構に納品する。その後、機構職員又は外部委託事業者(いずれも作業者は限定)が紐付け用DBシステムに当該データをアップロードする。

⑤機構職員又は外部委託事業者(いずれも作業者は限定)は、登録された個人番号をキーワードとして、地方公共団体情報システム機構に本人確認情報の提供を依頼する。

⑥地方公共団体情報システム機構より本人確認情報の提供を受け、個人番号の真正性を確認する。

⑦学校は成績等を確認の上、機構に対して奨学生の推薦を行う。

⑧機構は審査の上、奨学生採用を決定し学校に通知する。

⑨学校は奨学生に採用決定を通知する。

<採用決定～返還完了>

(本人からの入手)

①奨学生又は返還者は、奨学生又は返還者、連帯保証人等の関係者の個人番号の利用に係る同意書・委任状・番号法第16条に定められた本人確認のための書類等を取りまとめて機構へ郵送又は対面(※1)で提出する。

②機構職員(作業者は限定)は、①で提出された本人確認のための書類に基づき本人確認を実施し、さらに奨学金業務システムに登録された情報と郵送された書類の内容を照合して整合性を確認した上で、紐付け用DBシステムに個人番号を登録する。

当該業務を外部委託事業者(パンチ業者)が実施する場合は、委託先の限定された作業者が本人確認を実施し、さらに奨学金業務システムに登録された情報と郵送された書類の内容を照合して整合性を確認した上で、必要情報を入力して電子ファイルを作成し、これを暗号化した上で外部記録媒体に保存して機構に納品する。その後、機構職員又は外部委託事業者(いずれも作業者は限定)が紐付け用DBシステムに当該データをアップロードする。

③機構職員又は外部委託事業者(いずれも作業者は限定)は、登録された個人番号をキーワードとして、地方公共団体情報システム機構に本人確認情報の提供を依頼する。

④地方公共団体情報システム機構より本人確認情報の提供を受け、個人番号の真正性を確認する。

(地方公共団体情報システム機構からの入手)

住所調査等を目的として、番号制度導入前の既存の奨学生・返還者及びその関係者の個人番号を収集する必要がある場合には、機構が保有する奨学生等に関する基本4情報により地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し(※2)、紐付け用DBシステムに登録する。

なお、奨学金申込者・奨学生・返還者以外の関係者(家計支持者を除く)の個人番号を入手する場合は、申請者である奨学金申込者・奨学生・返還者が各関係者の代理人となり、各関係者からの委任状と共に機構に提出するものとし、機構が本人確認の措置を実施する。

家計支持者の個人番号を入手する場合は、奨学金申込者・奨学生が家計支持者の本人確認の措置を実施する。

※1:基本的に郵送で入手するが、返還期限猶予等の申請については個別に対面で受け付ける場合がある。

※2:地方公共団体情報システム機構から入手する際は、照会件数、処理速度及び機構における業務負荷等を考慮の上、専用回線経由又は電子記録媒体のいずれかの手段を用いる。

2. 外部ネットワークとの接続について

①インターネット経由での奨学金申込手続について(※個人番号は用いない、個人番号は書類で別途入手する。)

・機構は奨学金の申請を行う奨学金申込者に限定したID/パスワードを発行し学校を通じて奨学金申込者に配付し、厳格なユーザー認証とアクセスコントロールを行う。

・奨学金申込者が利用する端末と機構側で受け付ける端末間は、通信上でデータの暗号化処理を行う。

・インターネットと奨学金業務システムの間は、限定された通信のみを行い、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないようにしている。

②情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムについて

・文部科学省のアクセスポイントまでの回線は、専用線接続を行い通信の機密性を確保する。

・機構と住民基本台帳ネットワークシステム間の回線は、専用線接続を行い通信の機密性を確保する。

3. システムの概要説明

①中間サーバー

紐付け用DBシステム、住基連携用サーバーと接続し、情報提供ネットワークシステムを用いて機関別符号の取得や、国、地方公共団体等の情報提供機関に対して特定個人情報の情報照会を実施するとともに、情報照会記録を保存する。

②紐付け用DBシステム

中間サーバー、住基連携用サーバーと接続し、機関別符号の取得リクエスト、特定個人情報の照会結果の保存及び確認、宛名管理等を実施する。

紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末であり、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないように制御を行う。

紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為（画面キャプチャを利用しての紙への出力（印刷）、手書きメモ等）を禁止するルールを定める。

③奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取り扱わないシステム

奨学金申込情報、奨学金貸与、支給及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。

奨学金業務システムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末である。また、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムは、それぞれ、分離されたネットワーク上のシステムであり、システム間通信によるデータ連携は行わない。

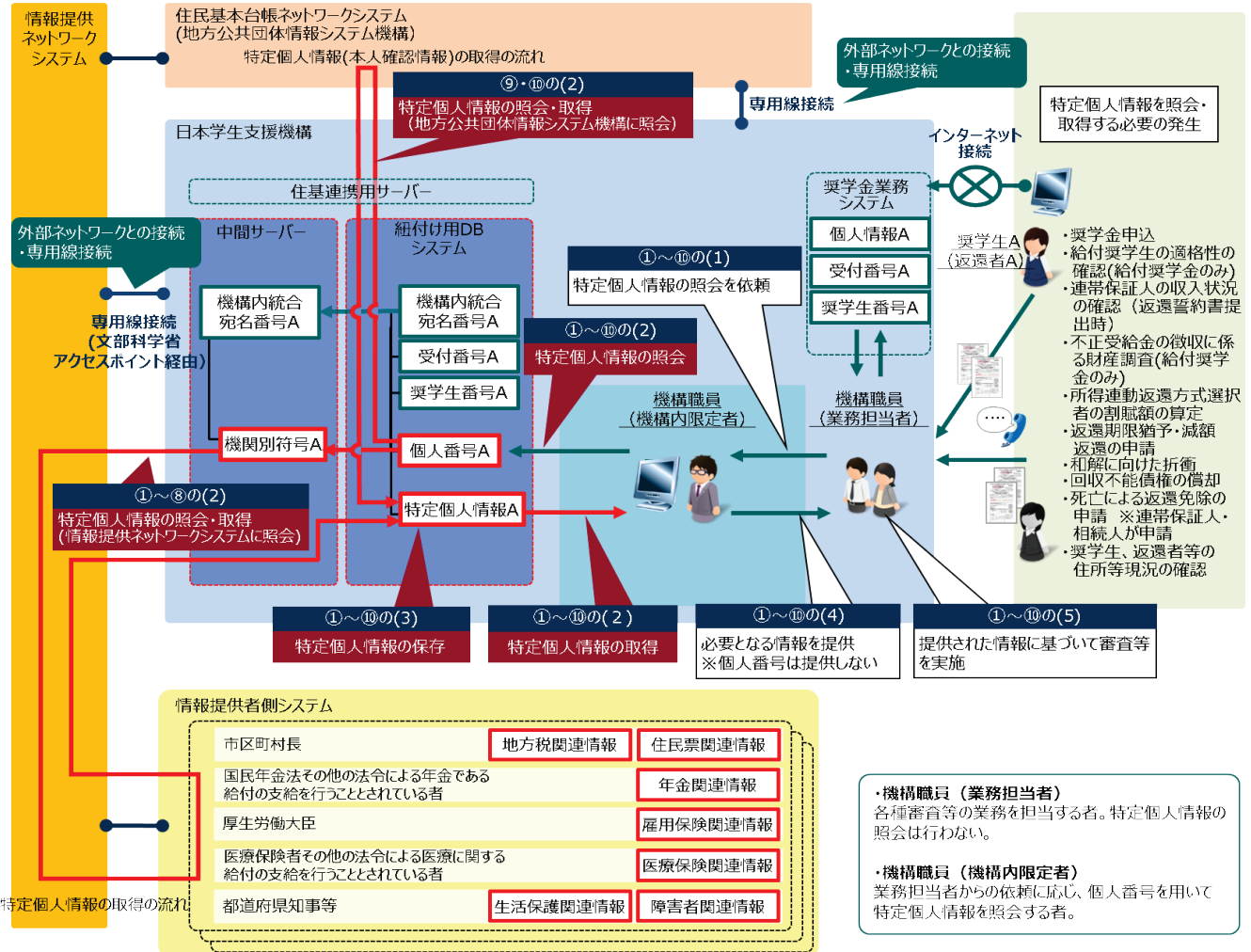
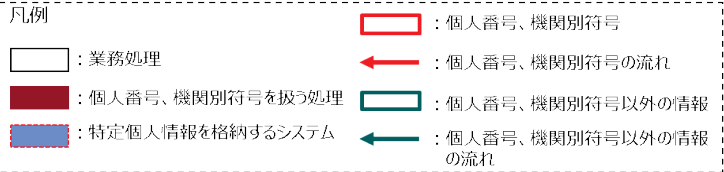
④住基連携用サーバー ※個人番号を保有するための機能やデータベースを保持しないシステム

住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、特定個人情報の授受に係る連携を行う。

(別添1) 事務の内容

Ⅱ 特定個人情報の照会・取得

個人番号を利用して、情報提供ネットワークシステム・住民基本台帳ネットワークシステムを介して特定個人情報の照会・取得を行う業務の流れは以下の通り



・受付番号：インターネットでの奨学金申込完了後に発行される番号。
 ・奨学生番号：奨学生に対して一意に付与される番号。奨学金の返還完了まで使用。
 ・機構内統合宛名番号：個人を一意に特定するための番号。複数の奨学金を貸与する場合、奨学金毎に奨学生番号が付与されることから、当該番号を使用することで個人を特定。

(備考)

1. 特定個人情報の照会・取得業務の流れ

① 予約採用・在学採用における選考・審査

- (1) 奨学金申込者の家計判断等の審査を実施するために、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、受付番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2) 機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して奨学金申込者、家計支持者等の地方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3) 取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4) 機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要となる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5) 機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して、予約採用・在学採用の選考・審査を実施する。

② 返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認(人的保証制度を利用する場合のみ)

- (1) 貸与奨学生からの返還誓約書の提出を受け、連帯保証人の収入状況を把握するために、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2) 機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して連帯保証人の地方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。

- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要なとなる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報に基づき、連帯保証人の収入状況を確認する。

③適格認定における家計支持者の収入状況の確認(給付奨学金のみ)

- (1)給付奨学金継続希望者の家計判断等の審査を実施するために、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して家計支持者の地方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要なとなる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して、適格認定を実施する。

④不正受給金の徴収に係る財産調査(給付奨学金のみ)

- (1)不正受給者の収入状況を確認し、差押えの可否又は範囲を確認するために、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して不正受給者の地方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要なとなる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して、財産調査を実施する。

⑤所得連動返還方式選択者の割賦額の算定

- (1)割賦額を算定するために、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して返還者(返還者が被扶養者の場合は返還者及び扶養者)の地方税関係情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要なとなる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して、割賦額を算定する。

⑥返還期限猶予・減額返還における審査

- (1)返還者より返還期限猶予・減額返還の願い出を受け、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して返還者等の地方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要なとなる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して、各願い出に必要なとなる条件を満たしているか確認する。

⑦返還者との和解に向けた折衝(貸与奨学金の人的保証選択者及び給付奨学金の返還者のみ)

- (1)裁判所を通じての支払督促等を行った後、返還者より異議申立があった場合に、裁判所からの連絡を受け、機構職員(業務担当者)は返還者に対して和解の意思を確認し、和解に向けた折衝に当たって、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して返還者、連帯保証人等の地方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要なとなる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して、和解に向けた折衝を行う。

⑧回収不能債権の償却

- (1)償却の条件に該当する債権について、返還者等の収入状況等を確認するため、機構職員(業務担当者)は紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、紐付け用DBシステムから情報提供ネットワークシステムに対して返還者、連帯保証人等の地方税関係情報等の特定個人情報を照会し、情報提供者側システムから照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要なとなる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報を利用して返還者等の収入状況等を確認し、回収不能と認められる場合には償却を実施する。

⑨死亡による返還免除の審査

- (1)連帯保証人・相続人より返還免除の願い出を受け、機構職員(業務担当者)は紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して特定個人情報(本人確認情報)の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、地方公共団体情報システム機構に対して返還者の特定個人情報(本人確認情報)を照会し、照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要なとなる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報に基づき、返還者の生存(死亡)の事実確認を行う。

⑩奨学生、返還者等の住所等の現況確認

- (1)機構が発送した郵便物の返戻等を受けた際、また、その他奨学生の採用及び奨学金の回収業務を確実にを行うために必要な範囲で、機構職員(業務担当者)は、紐付け用DBシステムへのアクセス権限を付与された機構職員(機構内限定者)に対して返還者、連帯保証人等の特定個人情報(本人確認情報)の照会を依頼する。このとき、機構職員(業務担当者)は、奨学生番号により情報照会を依頼し、個人番号は使用しない。
- (2)機構職員(機構内限定者)は、地方公共団体情報システム機構に対して返還者、連帯保証人等の特定個人情報(本人確認情報)を照会し、照会結果を取得する。
- (3)取得した特定個人情報が紐付け用DBシステムに保存される。
- (4)機構職員(機構内限定者)は、機構職員(業務担当者)に必要なとなる情報を提供する。ただし、個人番号は提供しない。
- (5)機構職員(業務担当者)は、提供された情報に基づいて、郵便物の再発送その他の連絡・督促等を実施する。

なお、上記の情報照会・取得を行うに当たっては、以下のいずれかの方法によりその都度本人確認を行う。

・郵送又は対面による照会を受けた場合

奨学生・返還者等に本人確認の書類を提出させ、奨学金業務システムに収載されている情報を照合して本人確認を行う。

・電話による照会を受けた場合

本人しか知り得ない事項その他の機構が適当と認める事項を確認した上で、奨学金業務システムで保有する奨学生情報と照合して本人確認を行う。

2. 外部ネットワークとの接続について

情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの接続のリスクに対して、以下の対策を実施する。

・文部科学省のアクセスポイントまでの回線は、専用線接続を行い通信の機密性を確保する。

・機構と住民基本台帳ネットワークシステム間の回線は、専用線接続を行い通信の機密性を確保する。

3. システムの概要説明

①中間サーバー

紐付け用DBシステム、住基連携用サーバーと接続し、情報提供ネットワークシステムを用いて機関別符号の取得や、国、地方公共団体等の情報提供機関に対して特定個人情報の情報照会を実施するとともに、情報照会記録を保存する。

②紐付け用DBシステム

中間サーバー、住基連携用サーバーと接続し、機関別符号の取得リクエスト、特定個人情報の照会結果の保存及び確認、宛名管理等を実施する。

紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末であり、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないように制御を行う。

紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行う。また、システム制御が不可能な複製行為(画面キャプチャを利用しての紙への出力(印刷)手書きメモ等)を禁止するルールを定める。

③奨学金業務システム ※特定個人情報ファイルを取り扱わないシステム

奨学金申込情報、奨学金貸与、支給及び返還に関する情報を総合的に管理するシステム。

奨学金業務システムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末である。また、奨学金業務システムと紐付け用DBシステムは、それぞれ、分離されたネットワーク上のシステムであり、システム間通信によるデータ連携は行わない。

④住基連携用サーバー ※個人番号を保有するための機能やデータベースを保持しないシステム

住民基本台帳ネットワークシステムと接続し、特定個人情報の授受に係る連携を行う。